

上越健康プラス事業所向け参加要領

1 事業所の登録について

- (1)対象となる事業所は、上越市内に所在する事業所のうち、本事業に参加意思のある事業所とします。
- (2)参加を希望する事業所は、事業所登録が必要となります。エントリーシートに必要事項を記入し、上越市健康福祉部健康づくり推進課宛てメールで送付してください。
上越市健康づくり推進課メールアドレス：kenkou@city.joetsu.lg.jp
件名に【エントリーシート送付】と記載してください。
- (3)送付されたエントリーシートは、毎月2回の締切日を設けて受付を行います。毎月10日までに受け付けたエントリーシートについては、当月25日頃に、事業所の担当者へ団体コードをメールで通知します。
また、毎月25日までに事務局で受け付けたエントリーシートについては、翌月10日頃に、事業所担当者へ団体コードをメールで通知します。
事業所の担当者は、参加を希望する従業員に団体コードをお知らせください。
- (4)上越市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年1月1日施行）第2条に規定する暴力団、暴力団員でないこと又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者と関与している事業所はお申込みできません。

2 参加者の資格条件

- (1)参加者は、登録された事業所に所属する18歳以上（参加申込みを行う年度の4月1日現在）の正職員、嘱託職員、パート従業員等とします。
- (2)事業所申し込みによる参加者は、スマートフォンアプリ（以下「スマホアプリ」という。）による参加となります。
- (3)参加を希望する従業員のうち上越市外に住所を有する従業員は、申し込み時に事業所の住所を登録いただきます。

3 参加者の決定

- (1)参加者の受付は先着順とし、一定数を超えた場合は募集を締め切ります。
- (2)参加者の権利は、譲渡、名義変更、担保供与し、その他第三者の利用に供する行為はできないものとします。

4 参加に必要なもの

- (1)参加者は、本事業に参加するために必要なスマートフォン、その他これらに付随して必要となる全ての機器を、自己費用と責任において準備し、利用可能な状態にする必要があります。
- (2)また、参加者自身の費用と責任において、電気通信サービス又は電気通信回線を経由してインターネットに接続するものとします。

5 参加方法

- (1)参加者は、スマホアプリをスマートフォンにダウンロードし、事前に事業所の担当者にお知らせした団体コード 12桁 (joet+8桁の所属コード)を入力の上、参加者情報を登録します。

登録は1人1アカウントとし、1人が複数の参加登録を行うことはできません。

※すでに上越市民として参加登録している方がいる場合には、所属変更手続きが必要となりますので、対象者の氏名、生年月日、アプリ会員番号を健康づくり推進課までご連絡ください。

- (2)市外にお住まいの参加者については、市内事業所の住所で登録するものとします。
- (3)参加者の使用する端末又はOS若しくはスマホアプリのバージョン及び使用する端末の設定等により、本事業で指定したスマホアプリの全部又は一部の機能が利用できない場合があります。スマホアプリのダウンロード及び利用には、別途パケット通信料がかかります。スマホアプリのバージョンアップや正常に動作しないこと等での再設定などで追加的に発生する通信料も含まれます。
- (4)スマホアプリの利用には、「上越健康プラス利用規約」への同意が必要となります。(規約はアプリ内で表示されます。)

6 アプリの利用について

- (1) スマホアプリから歩数データの送信が可能です。歩数データはスマホアプリ内に42日間保存され、42日を経過したデータは順次消去されますので、定期的にスマホアプリから歩数データの送信を行ってください。

7 参加者の登録事項の変更・取消等

- (1)参加者登録事項(メールアドレスや住所等)に変更があった場合は、速やかにスマホアプリから変更手続きをしていただくか、上越市へお問い合わせください。
- (2)参加者の退職や事業所が本事業への参加を辞退するなどの理由により、参加資格を喪失した者がいる場合は上越市にご連絡ください。その者が上越市民である場合、引き続き事業に参加いただけますが、上越市民でない場合、登録取消の手続きを行います。

- (3)登録事項の変更及び取消の手続きがなされず、上越市がやむを得ない事情があると判断した場合は、サービス利用の停止や登録事項の変更及び取消の手続きを行う場合があります。
- (4)登録事項の変更及び取消の手続きを行わなかったことにより参加者に発生した損害、不利益等について、上越市は一切賠償する義務を負わないものとします。

9 参加事業所の責務

- (1)参加事業所として登録された場合、従業員の歩数データ等が確認できる、参加事業所用の管理IDをお知らせします。歩数ランキングを活用する等して、従業員の健康増進に積極的に取り組むものとします。
- (2)上越市から、健康づくりに関するお知らせの送付やアンケートなど、ご連絡させていただく場合がありますのでご承知おきください。
- (3)参加事業所は、個人情報の保護に十分配慮をして本事業に参加するものとします。また、事業の運営が円滑に進むよう、上越市に協力するものとします。